

論点整理

「議会改革検討会議報告書（令和 8 年 3 月 23 日）」の内容を踏まえ、今後の具体的な協議事項となる総定数、選挙区等の各論点について整理した。

1 総定数の考え方について

(1) 常任委員会中心主義

県議会の役割である行財政運営の監視や政策立案などを行うには、広範な分野において高度かつ専門性の高い機能を発揮することが求められることから、県議会では、そうした機能を十分に発揮するため、常任委員会が本会議における審議内容の相当部分を実質的に担う常任委員会中心主義を尊重してきた。

こうした考えの下、現在の総定数は、常任委員会数及び各委員会に配当される委員数を基礎に、算出されている。

(2) 常任委員会数、各委員会に配当される委員数

県に対する行政需要が増大し、果たすべき役割も増加傾向にある中においても、現状の常任委員会数・各委員会に配当される委員数で、付託議案の審査及び広範な県政課題についての専門的な調査を行うことができている。

(3) 令和 7 年国勢調査の結果を見据えた検討

次回の一般選挙に向けては、県人口が微減傾向となることが見込まれるが、依然として常任委員会の役割は大きく、これまで、適切にその役割を果たしてきたことを踏まえると、総定数については、現状を前提とした検討を行うことが適当である。

【論点 1】 総定数は、現行と同じ 105 人とすることでよいか。

2 選挙区等の考え方について

県議会議員は、県民全体を代表する立場であると同時に、特定の選挙区から選出された地域代表としての性格を有している。本県は、3つの指定都市、歴史や文化に彩られた街、豊かな自然などが所在し、利便性と歴史・文化・自然といった多彩な風土や背景を併せ持った地域である。

選挙区の変更を行う場合にあっては、県議会議員の地域代表的性格と本県の特性を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していくべきである。

【論点2】 現行の選挙区を維持することでよいか（強制合区の対象となる選挙区は除く。）。

【論点3】 強制合区の対象となる選挙区がある場合には、歴史的経緯、住民の生活や経済活動の実態、広域連携の取組等を総合的に考慮して、どの近隣選挙区と強制合区するかを検討する方針でよいか。

【論点4】 特例選挙区（三浦市選挙区）は、引き続き、存置するか、又は近隣選挙区と合区するか。

【論点5】 各選挙区における議員数は、公職選挙法に定める原則どおり人口に比例して配分する方針でよいか。